

松戸市農業委員会総会議事録

令和 8 年 3 月 1 0 日

令和8年松戸市農業委員会3月総会議事録

松戸市農業委員会会長山口輝雄は令和8年3月10日午後3時00分松戸市農業委員会総会を松戸市役所新館7階大会議室に招集した。

1. 出席委員

1番	杉浦昌平	2番	杉浦勇司
3番	横山定勝	5番	渡邊洋子
6番	加藤万里子	7番	山口輝雄
8番	戸張嘉宣	10番	川上博久
11番	渡来和治	12番	渡邊慶弘
13番	鈴木榮一	14番	湯浅孝一
15番	相田敏克		
明・矢切区域	齋藤香	明・矢切区域	平川正俊
東部区域	湯浅雅之	常盤平・五香区域	山崎唯司
馬橋・小金区域	小林直一	馬橋・小金区域	湯浅清

1. 欠席委員

なし

1. 関係課出席職員 農政課

課長	松戸繁和	主査	岡野衛
主査	加瀬直紀		

1. 事務局出席職員

事務局長	橋本貢一	係長	横田智之
主任主事	花村理恵	主事	加藤翔龍

開会 午後 3時00分

議 長 定刻となりましたので、ただいまより令和8年3月総会を開催いたします。

議事に入る前に、本日開催の農業委員会総会を傍聴したいとの申出があり、松戸市農業委員会会議規則第16条により許可しますので、事務局、傍聴人の入室をお願いしたいと思います。

しばらくお待ちください。

(傍聴人入室)

議 長 傍聴される方に申し上げます。

松戸市農業委員会会議規則第16条の規定により、傍聴に当たっての注意事項を守ってくださいようお願いいたします。

本日の出席委員は、農業委員が13名、推進委員が6名でございます。したがって、松戸市農業委員会会議規則第7条の規定により、会議が成立しております。

◎議事録署名委員の選任

議 長 議案提出の前に、松戸市農業委員会会議規則第14条第2項の規定により、議事録署名委員を指名いたします。

議席番号6番、加藤万里子委員、議席番号8番、戸張嘉宣委員の両委員を指名いたします。よろしく願いいたします。

◎議案の提出

議 長 早速議事に入ります。

本日の議案は第1号から2号となっております。

なお、報告事項については第1号から第4号までとなっておりますので、審議終了後、事務局より報告願います。

◎議案第1号

議 長 それでは、議案第1号 農用地利用集積等促進計画案への意見聴取についてを議題

といたします。

本件につきましては一括審議といたします。

それでは、利用計画について、農政課長、よろしく申し上げます。

農政課長 農政課、松戸です。

それでは、議案第1号 農用地利用集積等促進計画につきまして、ご審議をお願いいたします。

当案件につきましては、農地中間管理事業推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、農用地利用集積等促進計画を策定するに当たり、本委員会の意見を聞くものでございます。

総会での議案につきまして、1件ごとでなく一括してご説明させていただき、ご審議をお願いしたいと存じます。

今回は、農地銀行からの移行案件5件でございます。

それでは、議案第1号を一括してご説明いたします。

お手元に配付されております議案書1ページの1番をご覧ください。

申請地につきましては、参考資料の1ページをご覧ください。

当案件は農地銀行からの移行案件で、対象農地は田中新田、現況地目は畑で、面積は660平方メートルでございます。

利用権の種類は賃借権、期間は5年の設定でございます。

借受者の方は、キャベツ・ダイコン等を主体に栽培する計画でございます。

次に、2番でございます。

議案書1ページの2番、参考資料は2ページをご覧ください。

当案件は農地銀行からの移行案件で、対象農地は栗山及び下矢切、現況地目は畑で、面積は畑で、面積は1,635平方メートルでございます。

利用権の種類は賃借権、期間は5年の設定でございます。

借受者の方は、ネギ・キャベツを主体に栽培する計画でございます。

次に、3番をご説明いたします。

議案書替わりまして、2ページの3番、参考資料の3ページをご覧ください。

当案件は農地銀行からの移行案件で、対象農地は中矢切、現況地目は田で、面積は965平方メートルでございます。

利用権の種類は使用賃借権、期間は5年の設定でございます。

借受者の方は、水稻を主体に栽培する計画でございます。

次に、4番をご説明いたします。

議案書2ページの4番、参考資料の4ページをご覧ください。

当案件は農地銀行からの移行案件で、対象農地は上矢切、現況地目は畑で、面積は522平方メートルでございます。

利用権の種類は使用貸借権、期間は5年の設定でございます。

借受者の方は、キャベツを主体に栽培する計画でございます。

次に、5番でございます。

議案書2ページの5番、参考資料は5ページと6ページをご覧ください。

当案件は農地銀行からの移行案件で、対象農地は中矢切及び下矢切、現況地目は畑で、面積は2,349平方メートルでございます。

利用権の種類は使用貸借権、期間は5年の設定でございます。

借受者の方は、ネギを主体に栽培する計画でございます。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 ただいま、農政課長より議案第1号について内容の説明がございました。

農業委員、推進委員の皆さん、ご意見ございますか。

(なしの声あり)

議 長 ご意見ないようであります。

原案に賛成の農業委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手全員)

議 長 はい、ありがとうございました。

それでは、全会一致と認め、議案第1号につきましては原案のとおり承認をいたしました。

農政課長は公務のため、ここで退席となります。ありがとうございました。

(農政課長退席)

◎議案第2号

議 長 続きまして、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請についての1番から2番を議題といたします。

1番から2番は関連しておりますので、申請概要の説明と審査会における意見報告を併せて説明をお願いいたします。

第2審査会第2審査班座長 議席番号1番、杉浦昌平です。

去る3月4日水曜日、議案第2号の審査のため第2審査会第2審査班が招集され、審査会の座長を私が担当しましたので、ご報告をいたします。

当日は、湯浅孝一農業委員、戸張嘉宣農業委員、山崎唯司推進委員、小林直一推進委員、私の5名によりまして、現地調査の上詳細に審議をいたしましたので、その概要及び審査会の審査結果についてご説明いたします。

なお、審査に当たり、申請理由等を再確認するため、申請者及び関係人をお呼びし、聴取した内容を基に審議を行ったものであることをご報告いたします。

それでは、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請についての1番から2番をご説明いたします。

1番から2番は関連しておりますので、併せてご説明します。

議案書の3ページ、議案参考資料については1ページから8ページになります。

申請地の位置については、1ページのところがございます。

権利の形態については、1番は賃借権の設定、2番は使用貸借権の設定です。

申請理由及び土地選定理由については、申請者が橋梁の架替土事に伴う資材置場や重機を配置する施工ヤードとして、当該土地を使用するためであります。

議案参考資料の3ページから4ページをご覧ください。

施設の概要については、資材置場用地です。

排水については、雨水のみで自然浸透です。

被害防除につきましては、農地から離れたところに重機を配置します。

費用については自己資金で賄うとのことから、予算書を確認いたしました。

農地区分につきましては、申請地の農地からおおむね500m以内に、住宅の用または事業の用に供する施設が連たんしている区域が存在していること及びその農地の広がり10ヘクタール未満であることから、第2種農地と判断しました。

以上、議案第2号の1番から2番について説明いたしましたが、審査会では現地調査及び審議の結果、事業の実現性及び隣接農地への影響は問題ないと判断し、また、農地区分については第2種農地として認められるところから、許可相当との意見決定を行いました。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

議 長 ただいま座長より、申請概要の説明と審査会の意見報告がございました。

審査会意見は許可相当とのことでした。

農業委員、推進委員の皆さん、いかがでしょうか。

はい、山崎唯司委員。

山崎推進委員 推進委員の山崎唯司です。

私も審査会のほうに出席をして内容をお伺いしたので、そちらの関係を少しお話ししたいと思います。

今回、橋の架替工事に伴うため、畑をお借りしている状況です。工事の関係について、3ページの資料をご覧ください。

橋を架替えるために、畑等を一時転用して仮設道路を造り、それから施工ヤードが借地になるという形になって一時転用される部分となります。しかし、自治体等が行う公共工事においては、一時転用の申請が必要ない場合もあり、事務局が県に確認をしていますが、この仮設道路や残土置場、これらについては転用の届出、申請は必要ないということですが、今回の資材置場に関しては申請が必要だということで、審査をいたしました。

こちらについて、工事の担当の道路維持課から、借地の期間が資料の6ページに一時転用の期間という説明がありまして、使用期間は令和8年3月から令和8年5月となっております。現地を確認したところ、工事看板が立っておりまして、工事期間は3月2日から6月30日となっております。

この違いについて工事の担当者にお伺いしたところ、農地を使用する期間は工事期間が終わるより前に設定されておりますが、工事期間は工事が完了して現地の検査、それから書類の検査等も含むので、6月30日になっております。工事自体は、ですから5月には終わって、農地を耕作できるようにしてお返しするのに5月まで大丈夫だということで、確認をしております。

また、近隣の道路は流山街道からの通りを抜けていく通りになっておりまして、道路の通行も激しいため、交通にも注意してもらうため警備員を配置するというので、危なくないような工事が施工されると思いますので、そういった意見もお聞きしたので、審査会では承認という形になっております。

議 長 ただいま山崎唯司委員より意見がありました。

ほかにご意見ございませんか。

(なしの声あり)

議 長 ご意見ないようであります。

審査会報告のとおり許可相当とすることに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手全員)

議 長 はい、ありがとうございました。

それでは、全会一致と認め、議案第2号1番から2番につきましては許可相当の意見書を農業事務所に送付いたします。

◎報告事項

議 長 続きまして、報告事項に移ります。

事務局より報告をお願いします。

事務局 それでは、議案書4ページ、報告事項1から、9ページの報告事項4についてご報告させていただきます。

まず4ページ、報告事項1 農地法第3条の3第1項の規定による届出についてですが、1月分として、相続による所有転により1件の届出を受理しました。なお、斡旋希望はありませんでした。

次に、5ページから6ページ、報告事項2 農地法第4条第1項第7号の規定による農用転用届出についてですが、6ページに記載のとおり、1月分として、田2件1,431平方メートル、畑12件8,764平方メートル、合計14件、1万195平方メートルの届出を受理いたしました。

次に、7ページから8ページ、報告事項3 農地法第5条第1項第6号の規定による農用転用届出についてですが、8ページに記載のとおり、畑17件5,006平方メートル、合計17件5,006平方メートルの届出を受理いたしました。

次に、9ページ、報告事項4 相続税の納税猶予に関する適格者証明書の交付についてですが、1件交付しました。また、引き続き農業経営を行っている旨の証明書は8件交付しました。

事務局からの報告事項は以上です。

続きまして、お手元の「信頼される農業委員会であるために」の冊子をご覧ください。

コンプライアンスについてですが、冊子の記載のとおり、コンプライアンスとは「法令等の遵守」を意味する言葉とされると記載があります。しかし、令和元年に他市町村の農業委員が農用に係る収賄容疑で逮捕されるという事案がありました。

農地制度に基づく許認可に係る事務については個人情報に接することも多く、公平・公正

な運用はもちろんのこと、個人情報保護も徹底しなければいけません。法令遵守については、秘密保持義務も含めて徹底を図っていただくよう、よろしく願いいたします。

このリーフレットは、最低限の法令遵守を確実にするためには、どのような点に気をつけるべきかという目線でまとめられていますので、ご一読いただければと思います。

以上で終わります。

議 長 ありがとうございます。

◎閉 会

議 長 以上をもちまして、令和8年3月総会を終了いたします。

閉会 午後 3時21分